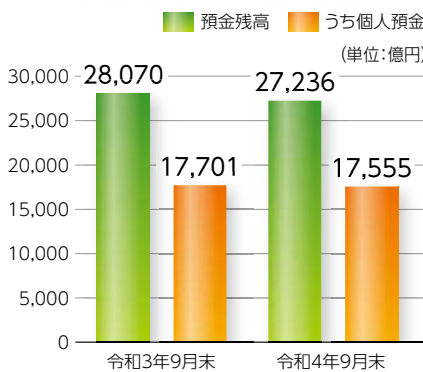


## 業績の概況

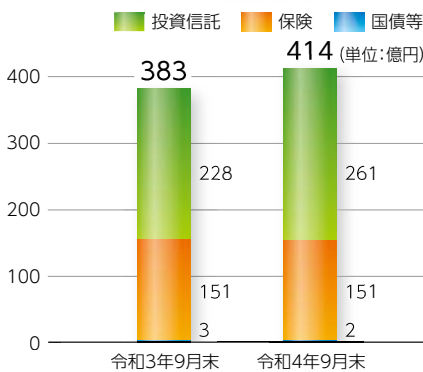
### Q 預金や預かり資産の推移はどうか?

**A** 預金、預かり資産ともにお客さまからの幅広いご支持をいただき、堅調に推移しています。

#### 預金残高／うち個人預金



#### 預かり資産残高



イメージキャラクター



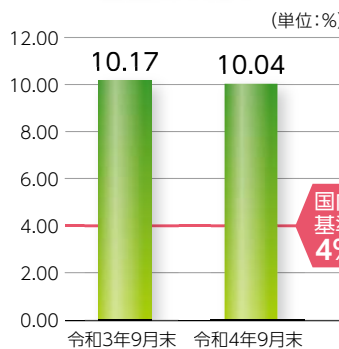
三倉 菜奈

三倉 佳奈

### Q 健全性はどうか?

**A** 自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る10.04%を確保しました。

#### 自己資本比率



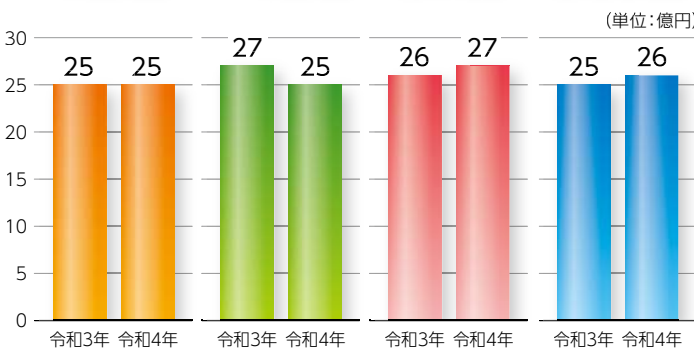
#### 自己資本額



### Q 収益力の推移はどうか?

**A** 安定した収益を確保し、高い健全性を維持しています。

#### 業務純益 コア業務純益 経常利益 当期純利益



**自己資本比率とは** 貸出金、保有する有価証券などの資産に占めるリスク額に対して、自己資本(出資金や内部留保など)がどれだけ占めるかを表したもので、金融機関の健全性を示す指標です。当金庫のように国内業務に特化している金融機関は、最低4%が基準(国内基準)として定められています。

**コア業務純益とは** 業務純益から国債等の債券売却損益等や、一般貸倒引当金繰入・戻入の特殊要因による影響を除いた、実質的な信用金庫の期間収益力を表す指標です。

### Q 有価証券の運用状況はどうか?

**A** 流動性、安全性を重視し、債券を中心に運用しています。

■ 売買目的有価証券 → 該当ありません。 ■ 満期保有目的債券で時価のあるもの → 該当ありません。

#### ■ その他有価証券で時価のあるもの

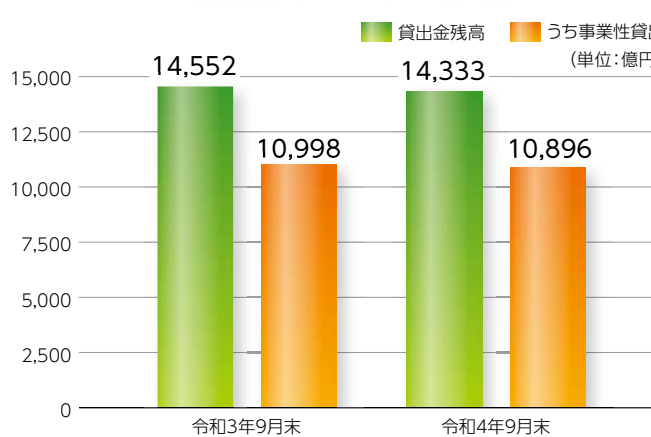
区分	令和3年9月末					令和4年9月末				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額			取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額		
			うち益	うち損				うち益	うち損	
株式	776	1,125	348	393	44	776	1,112	336	412	76
債券	362,143	365,517	3,373	3,861	487	386,736	380,576	△ 6,159	1,075	7,235
国債	50,694	51,779	1,085	1,188	102	54,163	52,695	△ 1,468	636	2,104
地方債	61,708	62,030	322	369	47	86,100	84,374	△ 1,726	8	1,735
社債	249,740	251,706	1,965	2,303	338	246,471	243,506	△ 2,964	430	3,395
その他	66,814	67,138	324	646	321	65,177	63,193	△ 1,984	255	2,239
合計	429,733	433,781	4,047	4,901	853	452,689	444,882	△ 7,807	1,743	9,551

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

### Q 貸出金の推移はどうか?

**A** 中小企業の景況が厳しいなか、お取引先事業者の資金繰り支援や課題解決型融資を推進しました。

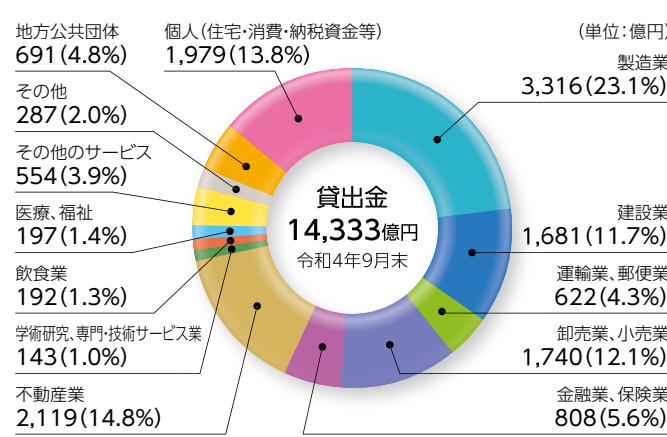
#### 貸出金残高／うち事業性貸出



### Q 業種別の貸出金の状況はどうか?

**A** 製造業を中心にバランスを考慮した融資を行っています。

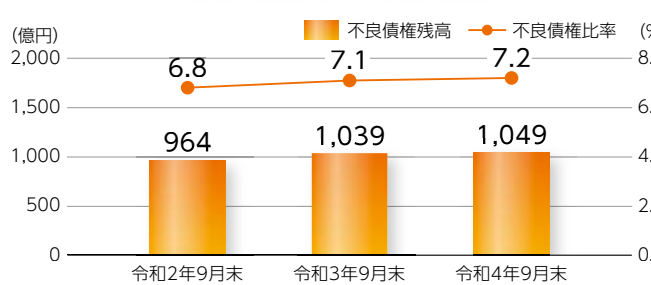
#### 業種別貸出金残高状況



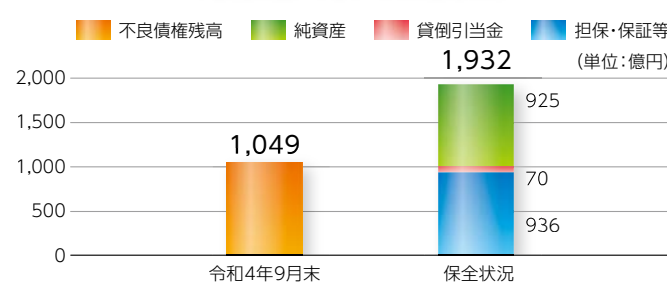
### Q 不良債権の状況はどうか?

**A** 中小企業の景況が厳しいなか、お取引先事業者のモニタリングを行い、経営改善支援に全力で取り組んでいます。また、不良債権につきましては、担保・保証によるカバーや自己資本の充実に努めることにより予想される将来の損失を含め、十分な保全を図っています。

#### 不良債権残高／不良債権比率



#### 不良債権に対する保全状況



#### ■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円)

債権種別	報告期間	開示残高 (a)	保全額 (b)				保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/((a)-(c))
			担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	貸倒引当金 (d)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年9月末	30,439	30,439	24,211	6,227	100.00	100.00	
	令和4年9月末	32,260	32,260	26,351	5,909	100.00	100.00	
危険債権	令和3年9月末	71,257	67,437	66,164	1,273	94.64	25.00	
	令和4年9月末	70,916	67,217	66,193	1,024	94.78	21.69	
要管理債権	令和3年9月末	2,294	1,586	1,444	142	69.15	16.77	
	令和4年9月末	1,750	1,148	1,056	92	65.63	13.35	
三月以上延滞債権	令和3年9月末	-	-	-	-	-	-	
	令和4年9月末	-	-	-	-	-	-	
貸出条件緩和債権	令和3年9月末	2,294	1,586	1,444	142	69.15	16.77	
	令和4年9月末	1,750	1,148	1,056	92	65.63	13.35	
小計	令和3年9月末	103,991	99,463	91,819	7,643	95.65	62.80	
	令和4年9月末	104,927	100,626	93,600	7,026	95.90	62.03	
正常債権	令和3年9月末	1,363,850						
	令和4年9月末	1,342,735						
合計	令和3年9月末	1,467,841						
	令和4年9月末	1,447,663						

**■ 解説**  
 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「3ヵ月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。  
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。  
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。  
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。  
 7. 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 8. 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。  
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金です。